

2025 年 10 月 14 日

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

外国証券取引口座約款の改訂

2025 年 11 月 4 日より約款を変更いたします。

変更内容については新旧対照表をご参照ください。（変更部分は下線部）

●外国証券取引口座約款

旧：改訂前	新：改訂後
第 5 条（注文の執行及び処理） 申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。 (1) 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。 (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。 (3) 国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。 (4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。 (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者の届け出た住所<u>あて</u>に取引報告書等を送付します。	第 5 条（注文の執行及び処理） 申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込み<u>（以下「売買等」という。）</u>については、次の各号に定めるところによります。 (1) <u>売買等</u>については、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。 (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。 <u>(3) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。</u> <u>(4) 当社は、売買等の成立を確認した後、別途当社の定める方法により、遅滞なく申込者に取引報告書等を<u>交付</u>します。</u>
第 6 条（受渡日等）	第 6 条（受渡日等）

旧：改訂前	新：改訂後
取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。 (2) 約定日から起算して4営業日目を受渡期日とします。ただし、外国債券、累積投資の方法による外国投資信託証券、外国貸付債権信託受益証券、海外CD及び海外CPの受渡期日は、別途取り決めることができるものとします。	取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) <u>外国証券の売買等</u>については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。 (2) <u>外国証券の売買等に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。</u>
第7条（外国証券の保管及び名義） 申込者が当社に外国証券の保管の委託をする場合、当該外国証券の保管及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。 (1) 申込者が取得した外国証券は、混蔵寄託契約により当社に寄託するものとします。 (2) 前号により寄託された外国証券は、当社の名義で当社の保管機関に寄託し、売買等の行われた国の保管機関において当該国の諸法令及び慣行に従って保管します。 (3) 外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。 (4) 申込者が第1号の規定により寄託した外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、海外CD及び海外CPの国内における返還は請求しないものとします。 (5) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。	第7条（外国証券の保管、<u>権利</u>及び名義） <u>当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。</u> (1) <u>当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。</u> (2) 前号に<u>規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。</u> (3) <u>申込者が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。</u> (4) <u>前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権</u>

旧：改訂前	新：改訂後
(6) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。	<u>利を取得し」と読み替えるものとします。</u> (5) <u>第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。</u> (6) <u>申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。</u> <u>(7) 申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とし</u> <u>ます。</u> <u>(8) 申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求し</u> <u>ないものとします。</u> <u>(9) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をそ</u> <u>の都度当社に支払うものとします。</u> <u>(10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われ</u> <u>たことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹</u> <u>消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、</u> <u>申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたも</u> <u>のとして取り扱います。</u>
第10条（諸通知） 当社は、寄託に係る外国証券につき、<u>申込者の届け出た住所</u>あてに次の通知を行います。 (1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知 (2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知	第10条（諸通知） 当社は、<u>保管の委託を受けた外国証券</u>につき、申込者に次の通知を行います。 (1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知 (2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知

旧：改訂前	新：改訂後
(3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知 2. 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、寄託に係る外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。	(3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知 2. 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、<u>保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を、別途当社の定める方法により交付</u>します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は<u>交付</u>しません。
第 11 条（発行者からの諸通知等） 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から 3 年間（海外 C D 及び海外 C P については 1 年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者の届け出た住所あてに送付します。 2. 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。	第 11 条（発行者からの諸通知等） 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から 3 年間（海外 C D 及び海外 C P については 1 年間）保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が<u>交付</u>を希望した場合は、<u>別途当社の定める方法により、申込者に交付</u>します。 2. 前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の<u>交付</u>に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。
第 12 条（諸料金等） 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。 —(1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第 6 条第 2 号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。 —(2) 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び売買の取次地所定の公租公課その他の賦課金を第 6 条第 2 号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。	第 12 条（諸料金等） 外国投資信託証券の<u>売買等</u>については、ファンド所定の手数料及び売買の取次地所定の公租公課その他の賦課金を第 6 条第 2 号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。 2. 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします。

旧：改訂前	新：改訂後
2. 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします	
(新設)	<u>第 13 条（外貨の受払い等）</u> 外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。
第 13 条（金銭の授受） 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。また、申込者が外貨で受領又は支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとします。 2. 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 9 条第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。	第 <u>14</u> 条（金銭の授受） 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。 2. 前項の換算日は、売買代金については約定日、第 9 条第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。
第 14 条（取引残高報告書の交付等） 申込者は、当社に寄託した外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。 2. 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して取引報告書を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。	第 <u>15</u> 条（取引残高報告書の交付等） 申込者は、当社に<u>保管の委託をした</u>外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。 2. 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して取引報告書を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

旧：改訂前	新：改訂後
3. 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取り残高報告書を交付することがあります。	3. 当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取り残高報告書を交付することがあります。
第 15 条（共通番号の届出）	第 <u>16</u> 条（共通番号の届出） ※項番のみ変更
第 15 条の 2（届出事項）	第 <u>16</u> 条の 2（届出事項） ※項番のみ変更
第 16 条（届出事項の変更届出）	第 <u>17</u> 条（届出事項の変更届出） ※項番のみ変更
第 17 条（届出がない場合等の免責） 第 18 条（通知の効力） 申込者の届出住所にあて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。	第 <u>18</u> 条（届出がない場合等の免責） ※項番のみ変更 第 <u>19</u> 条（通知の効力） 申込者にあて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。
第 19 条（口座管理料）	第 <u>20</u> 条（口座管理料） ※項番のみ変更
第 20 条（契約の解除）	第 <u>21</u> 条（契約の解除） ※項番のみ変更
第 21 条（免責事項） 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。 （1）天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害 （2）電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害 （3）当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害	第 <u>22</u> 条（免責事項） 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。 （1）天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は <u>保管</u> の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害 （2）電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害 （3）当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、 <u>保管の委託</u> をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

旧：改訂前	新：改訂後
第 22 条（準拠法及び合意管轄）	第 <u>23</u> 条（準拠法及び合意管轄） ※項番のみ変更
第 23 条（約款の変更）	第 <u>24</u> 条（約款の変更） ※項番のみ変更
以上 (2024 年 4 月 1 日現在)	以上 (<u>2025</u> 年 11 月 4 日現在)